

ハローワークをご利用の皆さまへ

新型コロナウイルスの感染拡大による「緊急事態宣言」に伴うハローワークの窓口体制の縮小について

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大する中、令和2年4月16日付けで全国を対象とし「緊急事態宣言」が発令されました。

福島県においても感染者数が拡大しており、「三密の状態」を避けることをより一層推進し、クラスターの発生封じこめることが必要であるため、ハローワーク会津若松におきましては、4/20から一部の窓口体制を縮小して開庁しております（当面5/6までの期間）。

このため、各種手続きに時間がかかる場合あり、ご迷惑をおかけしますが、感染拡大防止の観点から、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

令和2年4月20日

厚生労働省・福島労働局・ハローワーク会津若松